

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年2月8日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成24年4月1日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、同日から、株式トレーディングチームに所属して株式トレーダー業務に従事していたが、平成27年4月1日、電子取引トレーディングチームに配置転換となり、セールストレーダー業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成27年7月14日、C医療機関に受診し、「抑うつ状態」と診断され、翌15日、D医療期間に受診し、「うつ病」と診断され、同年9月25日、E医療機関に受診し、「うつ病」と診断された。請求人によると、配置転換や長時間労働等の職場環境が原因で、同年4月8日頃、精神障害を発病したという。
- 3 本件は、請求人が、請求人の精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び平成27年7月15日から平成28年10月2日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月26日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病時期と病名については、決定書理由に説示するとおり、平成27年4月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、次のとおり主張するので、以下検討する。

#### ア 配置転換等の主張について

請求人は、平成27年4月1日、株式トレーディングチームから電子取引トレーディングチームへ配置転換となった。同配置転換は、請求人の希望により行われたものである。同配置転換について、Fは、「請求人の電子取引トレーディングチームでの就労時期は、完全なトレーニング期間で、請求人は責任のある業務は持たされていなかった。」旨を述べ、G、Hもおおむね同旨を述べ、使用者報告書にもおおむね同旨の記載がある。なお、会社が審査官の依頼に応じて提出した回答書及び添付資料によれば、請求人が配置転換となった直後である平成27年4月においては、請求人には担当顧客を割り当てられておらず、同年5月に8件の担当顧客を割り当てられたが、主担当者や副担当者ではなく、補助的な立場として担当していた事実が認められる。

これら会社関係者の申述、会社の上記回答書及び添付資料の記載等を総合

すると、請求人は、配置転換後、従前とは異なり顧客と直接やり取りすることを求められるようにはなったものの、実際には業務を習得していただだけであり、責任のある業務は任されておらず、実際の業務の負担は過重ではなかったことから、請求人の主張する同出来事を認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめると、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」である。

また、請求人の上記配置転換によって生じた業務内容の変化を、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）とみて評価しても、上記の状況を踏まえれば、その心理的負荷の総合評価は「弱」である。

#### イ 達成困難なノルマの主張について

請求人の主張する上記出来事については、同主張を裏付ける明確な資料はなく、同主張に係る出来事を業務による心理的負荷の対象とすることはできない。

#### ウ 同僚とのトラブルの主張について

請求人が、平成26年10月頃まで、同僚の言動に不快感を覚えた事実は認められるものの、Iは、「同僚の言動はハラスメントといえるほどのものではなく、同僚からの業務指導、アドバイスの域を出ないものであったが、請求人が嫌がっていることに配慮し、その同僚に、これ以上の業務指導はしなくてもよいと伝え、すぐに状況が改善された。」旨を述べており、請求人の主張する同出来事は、客観的にはトラブルとはいえないものであるから、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめると、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」である。

また、請求人は、前記アの配置転換後に、同僚であるJ及びKから粗暴な言動を受けたと主張するが、会社関係者は請求人の同主張を否定しており、このほか審査資料を精査しても同主張を裏付ける明確な資料はなく、同主張に係る出来事を心理的負荷の対象とすることはできない。

さらに、年休取得について、Hは、「余程の事情がない限り年休を取得さ

せないということではなく、実際に請求人は平成27年5月14日及び同月15日に年休を、同年6月24日に午後休を取得している。」旨を述べており、Iも、請求人は年休を取得していたと述べている。このほか審査資料を精査しても、同僚から年休を取得しないように言われたとの請求人の主張を裏付ける明確な資料はなく、同主張に係る出来事を心理的負荷の対象とすることはできない。

#### エ 上司とのトラブルの主張について

請求人が上司から、「ここにただ乗りはねーんだ。」と言われた事実は確認できないが、念のため、その心理的負荷の強度について検討すると、上司の発言に不快感を覚えた程度のものであり、客観的にはトラブルとはいえないものであるから、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に当てはめると、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」である。

#### オ 長時間労働等の主張について

##### (ア) 労働時間を算定する際の起算点について

請求人の本件疾病の発病時期については、前記第6の2(1)のとおりであるが、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会が、請求人の発病時期について、「平成27年4月頃から集中力と注意力の減退、易疲労感、抑うつ気分等の症状が出現し、その後諸症状が遷延した経過から、平成27年4月頃に『うつ病エピソード』を発病したと考えるのが妥当である。」旨を述べ、L医師は、「現実に療養が必要となった時期としての発病日として平成27年4月8日は妥当である。」旨を述べていることから、労働時間を算定する際の起算点については、平成27年4月8日とするのが妥当である

##### (イ) 請求人の労働時間について

請求人の労働時間について、請求人は、毎日午前7時頃には出勤していたことが認められる。また、公開審理において、メール送信記録に記録された、平成27年4月9日午後6時22分送信のメールについて、請求人は、「誤発注防止のために、顧客の取引額に上限額を設けているが、同上限額を解除していかどうかを顧客に問い合わせるメールである。」旨を述べていることを踏まえると、所定終業時刻後も業務を行っていたことが

うかがわれる。さらに、昼の休憩時間については、45分程度であったことが認められる。一方で、Fが、「請求人は、午後3時ないし午後4時以降は資格の本を読んだり、単語帳を作成したりしていた。午後4時頃にはN証券取引所の時間外売買も終了するし、午後5時位には顧客もいなくなる。メールは時折午後6時台に送信することはある。」旨を述べ、Hは、「私は午後6時30分くらいには退社をしていたが、その時間には請求人はまだオフィスにいて、書類を読んだりノートにメモを取ったりしていた。私の退社後に請求人が何をしていたかまでは分からないが、時間外労働を要するような具体的業務はなかった。」旨を述べるほか、会社関係者は、一致して、請求人が主張するような長時間労働は行う必要がなかった旨を述べている。そうすると、請求人は、午後6時以降、メール送信など明らかに業務と認められるものを除き、必要な業務を処理していたとは言い切れない。

以上を踏まえ、請求人の労働時間について、①起算日は、平成27年4月8日、②始業時刻は入退館記録表に記録された時刻、③終業時刻はメール送信記録及び同記録に添付のアカウントに関する開示情報に記録された各日の最後のメール送信時刻（ただし、最後のメール送信時刻が所定終業時刻である午後5時15分より前の日は午後5時15分、メール送信記録がない日は入退館記録表に記録された時刻）、④休憩時間は原則として45分（ただし、会社に滞在した時間が5時間未満のときは0分）として請求人の時間外労働時間数を算定したところ、以下のとおりとなった。

発病前1か月目	84時間02分
発病前2か月目	36時間12分
発病前3か月目	57時間42分
発病前4か月目	6時間34分
発病前5か月目	61時間57分
発病前6か月目	39時間45分

上記の結果に照らせば、請求人は、発病前6か月目から5か月目にかけて、発病前4か月目から3か月目にかけて、発病前2か月目から1か月目にかけて、それぞれ時間外労働時間数が20時間以上増加し1か月当たり45時間以上となったが、いずれの場合においても、時間外労働時間数は

100時間には達していないから、同出来事を、認定基準別表1の具体的な出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめると、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」である。

カ アスペルガー症候群等への配慮の主張について

請求人にアスペルガー症候群等の個体側の脆弱性があり、業務において精神障害を発病しやすかったのだから、本件疾病の業務起因性を認めるべきという請求人の主張は、認定基準に照らして採用することができない。

(4) 以上検討したところによれば、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つで、そのほかは全て「弱」となる出来事であるから、全体評価は中であるため、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月27日